

令和3年度（2021年度）

北広島市子どもの権利救済委員会 活動報告

1. 活動の目的

子どもの権利救済委員会と相談員による相談・救済体制により、権利の侵害を受けた子どもの相談に応じ、侵害された権利を回復するための支援を行う。また、より相談しやすくなるよう巡回子どもの権利相談を行うものである。

2. 運営体制

救済委員 3名（臨床心理士・弁護士・児童福祉事業経験者）

相談員 1名

事務局（兼務）3名（子育て支援部子ども家庭課長 1、主査 1、主事 1）

3. 活動実績

項目	開催日時	内容
相談活動	通年	・受案件数、相談内容等、詳細については別途記載。
救済委員会	毎月1回 (5月28日 7月26日 9月30日 10月25日 11月29日 2月10日 3月22日)	・相談内容について助言、支援方法などの検討。 ・今年度は7回開催。 (5、9、2、3月はオンライン会議) ・4、6、8、12、1月は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で開催中止。
リーフレット・ポスターのリニューアル	4月～5月	・子どもの権利イメージキャラクター「けんリーナ」のリニューアルに伴いリーフレット（小学生用、中高生用、一般用）とポスターを新たに作成。 ・市内各学校への配布の他、関係機関に差し替えを依頼。
学校訪問	4月26日 4月30日	・市内全小中高等学校 20校を訪問。 ・子どもの権利相談窓口の広報、啓発と新任子どもの権利相談員の挨拶を兼ねて、全校児童生徒に今年度新たに作成したリーフレットの配布を依頼。 ・コロナ禍における子どもたちの様子の聞き取り。学校だより等に活用できるサンプルデータと出前講座の案内。

項 目	開催日時	内 容
教育委員会だより 「つなぐ」	6月1日 9月1日 12月1日 3月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会だより「つなぐ」（年4回発行）への記事掲載による普及啓発。以下、掲載内容。 ・6月：子どもの権利相談窓口の案内 9月：「子どもの権利に関する実態・意識調査」の結果を抜粋して一部掲載 12月：緑陽中学校子ども会議の紹介 3月：緑陽中学校子ども会議（続編）
子どもの権利ニュース （第6号・第7号）発行	9月1日 3月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・市内小中学校全児童生徒、公共施設等に配布。 ・第6号：R2.8月に実施した「子どもの権利に関する実態・意識調査」結果を一部掲載。 第7号：4まち子どもオンライン交流会、子ども会議2022の報告。
子どもの権利月間	11月中	<ul style="list-style-type: none"> ・市内小中高の全児童生徒に「子どもの権利カード」（リニューアル版）を配布。 ・子どもの権利月間のポスター作成、掲示。 ・子どもの権利パネル展の実施。 ①市民ギャラリー（11/1～10） ②エルフィンパーク（11/12～17） ・パネル展実施期間中、エルフィン会場にて普及啓発のためにティッシュ配布。アンケート箱設置。
4まち子ども オンライン交流会	R4年1月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・北広島市、札幌市、奈井江町、長野県松本市の4市町をオンラインで結び、「あなたのまち、わたしのまちのいいところ」について意見交換。 ・4市町から、小学5、6年生児童9名の参加。 （北広島市：5年生の児童2名が参加）
子ども会議2022	R4年1月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・「わくわくする子どもプレイスを考えよう」をテーマに2年ぶりに対面式で開催。（昨年はずり） ・市内小中学生9名が参加。 ・子どもの居場所の取り組みを紹介後、グループワークで子どもたちの要望をまとめ、市長と教育長の前で発表、提案した。
子どもの権利推進委員会	R4年1月末	<ul style="list-style-type: none"> ・1/25に開催予定だったが、感染拡大により書面会議に変更。表決書を全員に送付し意見集約。 ・議事：①第3期推進計画の進捗状況について②子どもの権利月間の取り組みについて③子ども会議について④10周年記念事業についての4点。 ・パネル展、子ども会議への肯定的意見が多数。10周年記念事業については期待が寄せられた。

4. 相談活動

(1) 相談体制：子どもの権利相談員 1 名

ア 通常相談

相談場所：北広島市役所 2F 子ども家庭課

◆電話相談（相談専用電話 1 本）および 面接相談

実施日時：月～金 9：30～16：00

相談実績 電話相談： 4 件 面接相談（来庁）： 0 件

◆メール相談：子どもの権利相談専用、相談フォーム（北広島市子育てサイト）
24 時間受付

相談実績 0 件

イ 巡回子どもの権利相談 ※R3年度から巡回場所②③を追加

相談場所①：市内各児童センター（輪厚・団地・大曲）

毎月2カ所、土・日・祝日のいずれかで 10：00～16：30 に巡回

実施日については広報・HPに掲載

実施回数 15 回 相談実績 13 件

相談場所②：地域子育て支援センター（あいあい・ぶらんこ・どんぐり）

各センターに月1回、平日の 10：30～11：30 に巡回

実施回数 25 回 相談実績 18 件

相談場所③：出張型ひろば（西の里会館・南ヶ丘会館・中央公民館）

月1回、平日の 10：00～12：00 に3会場を順に巡回

実施回数 11 回 相談実績 9 件

※5/16～6/20、8/14～9/30 は新型コロナ感染拡大により公共施設が休館になったため相談活動もすべて休止。

(2) 相談活動内容

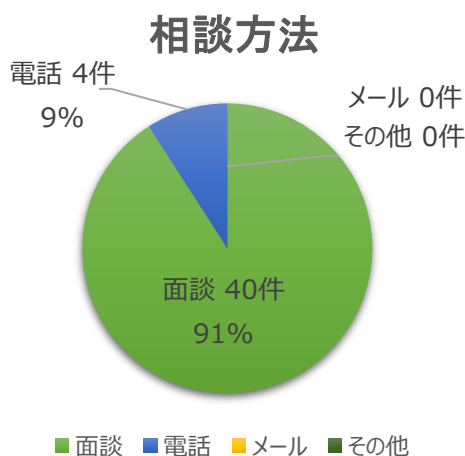
ア 令和3年度相談受理件数 44 件

（救済の申立て 0 件）

イ 相談方法

相談方法の内訳は、面談が 40 件、電話が 4 件、メール相談はなかった。

- ・昨年度は電話相談が 40%近い比率を占めていたが、それは心の教室相談員や救済申立人との電話による情報共有によるもので、今年度は他関係機関とのやり取りはなかった。

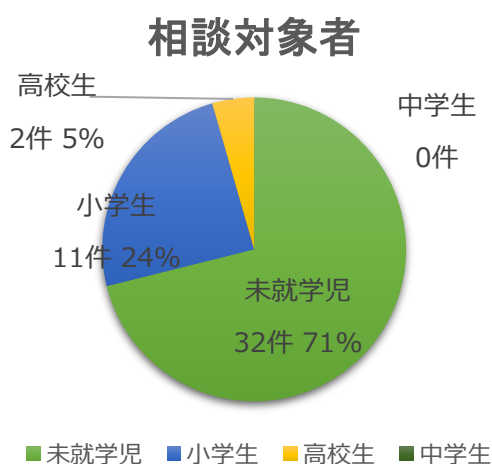
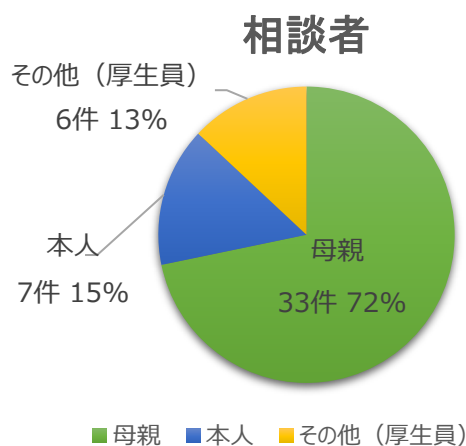


- 面談が全体の約9割を占めているのは、北広島市が平成27年度から実施している巡回子どもの権利相談による。相談員が児童センター等に出向き、子どもたちから直接、悩みや心配事等を聞き取る、北広島市独自の取組なので今後も継続したい。
- 令和3年度からは、未就学年齢（0～5歳）の子どもへの権利にも着目し、子育て支援センターや出張型ひろばを訪れる親子への普及啓発を兼ねて、巡回相談を試みてきた。幼い子どもの権利擁護は大人の役割と認識し、保護者がよりよい子育て環境の下、子どもの最善の利益を考えて養育できるよう、保護者の気持ちに寄り添い、傾聴、助言を行ってきた。
- 半年の試行期間を経て、3か所の子育て支援センターと出張型ひろばに、概ね月1回ずつの巡回が定着した。来年度は今年度の実績を踏まえて運用を継続する予定。

ウ 相談者の内訳

相談者は、母親が33件と最も多く、続いて本人7件、その他（厚生員）6件となっている。

相談者に母親が多いのは未就学児対象の権利相談を始めたことが大きな要因と考えられる。加えてR3年度はコロナ感染拡大により長期にわたり、児童センター等公共施設が休館となり、子どもたちの利用が減ったことも相談者層の変化に影響している。



エ 相談対象者の内訳

相談の対象となった子どもの学齢内訳は未就学児が32件、小学生が11件、中学生が0件、高校生が2件となっている。

相談対象者に未就学児が多いのは、前述した通り、今年度新たに導入した未就学児対象の権利相談の結果として表れている。

今年は児童センターでも中学生と出会うことがなく、相談件数も0だった。コロナの影響が大きいのではないかとと思われる。

オ 相談内容の内訳

相談内容の内訳（複数回答）

子ども本人（ 7 件）		大人（ 33 件）	
① 友人関係	4 件	① 子育て	16 件
② 親子・兄弟関係	4 件	② 発達	10 件
③ 子どもと教師	1 件	③ 学校生活・友人関係	1 件
④ 学習進路、精神不安	0 件	④ 不登校（いじめ）	1 件
⑤ 不登校（いじめ）	3 件	⑤ その他 （幼稚園・保育園選び） （化学物質過敏症） （離婚・面会交流等） （モラハラ・マタハラ） （住人との騒音トラブル） （ゲーム依存） （母のメンタル）	8 件
⑥ その他（給食時間）	2 件		

カ 相談対応

相談内容	対 応
全 般	どの相談に対しても、相談者の気持ちに寄り添いながら丁寧に傾聴し必要に応じて助言を行う対応を基本としている。また、状況を見つづ子どもの権利条例について説明し、リーフレット等を渡して普及啓発の一助としている。
子育て相談	育児相談の延長線上にあるが、子どもの権利相談としては保護者の安定的な子どもとのかかわりを支援することにより、子どもの権利擁護につながっていくことを目指している。保護者の先の見えない不安や協力者のいないストレスが少しでも軽減するように、肯定的な言葉がけと励ましを行い、さまざまな子育てサービスの情報提供を行うように努めてきた。発達に不安がある子どもについては、保育士や保健師と連携しながら、発達相談につなげるタイミングを図り、センター等を案内している。
人間関係	親子関係、友人関係、教師との関係等、人間関係についての相談があった場合には、信頼できる大人が身近にいるかを確認の上、場合によってはスクールカウンセラーや心の教室相談員等とつながることができるように相談機関の情報を提供している。
不登校（いじめ）	本人からの訴えの場合は、親、担任、カウンセラー等に SOS を発信することを促し、その後の様子なども確認、フォローしている。
給食時間	教育委員会等に相談内容を伝え、事実関係を確認。各学校での運用について確認できる範囲で情報収集した。

相談内容	対 応
ハラスメント 離婚等	マタハラ、DVによる別居、離婚調停等の手続きについて、弁護士（救済委員）の助言により法テラスや市の法律相談を案内。面会交流についても法的な側面からの助言をいただき、相談者に伝えた。
騒音トラブル	救済委員会で助言を得て、地域の民生・主任児童委員に相談するように相談者に伝えた。
その他	相談者が具体的な方法等の助言を望まないケースも少なくない。相談者にしっかりと向き合っ傾聴、共感することで、自ら気持ちを整理していられるケースも多く、後日同じ方と出会うことがあれば、その後の様子を尋ねるなどフォローしている。

(3) 救済の申立て

令和3年度に救済申立てはなかった。

5. 広報・啓発活動

- ◆ イメージキャラクターけんリーナのリニューアル
- ◆ 小学生用・中高生用リーフレット、一般用リーフレットの新規作成、配布
- ◆ 教育委員会だより「つなぐ」（年4回発行）への記事掲載
- ◆ 子どもの権利相談カード、ポスターの配布
- ◆ 子どもの権利パネル展の開催（子どもの権利月間中に2回）
- ◆ 子どもの権利ニュースNo.6、No.7の作成、配布
- ◆ イベント用けんリーナグッズの試作品作成
（けんリーナぬり絵・アイロンビーズ・プラ版・ペープサート）

※ 2022.3.31 現在のデータから抽出